

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年８月１５日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ角田梶賀店
宮城県角田市梶賀字高畑南１２１番１ 外
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町２５１２番地
- ３ 変更しようとする事項
 - （１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前：午前９時から午後９時４５分まで
変更後：午前９時から午後１０時まで
 - （２）来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前：午前８時４５分から午後１０時まで
変更後：午前８時４５分から午後１０時１５分まで
- ４ 変更の年月日
令和７年８月６日
- ５ 届出年月日
令和７年８月１日
- ６ 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び角田市役所
- ７ 縦覧期間
令和７年８月１５日から令和７年１２月１５日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。